津山市立中学校部活動の在り方及び地域連携・地域移行の基本方針（案）

令和６年　月

津　　山　　市

津山市教育委員会

＜　目　次　＞

はじめに　Ｐ２

１　津山市の中学校部活動を取り巻く現状と課題　Ｐ３
(1)　本市の少子化の現状　Ｐ３
(2)　津山市立中学校における学校部活動の実態　Ｐ３
(3)　教職員の時間外勤務の現状　Ｐ４
(4)　児童生徒・保護者・教職員への意向調査の結果　Ｐ５

２　地域連携・地域移行推進に向けた基本方針　Ｐ８

３　基本方針実現に向けた具体的内容　Ｐ９
(1)　地域連携・地域移行を見据えた学校部活動の在り方　Ｐ９
①　学校部活動の目的　Ｐ９
②　平日の学校部活動　Ｐ１１
③　休日（土曜日・日曜日の週休日及び祝日）の学校部活動　Ｐ１１
(2)　学校部活動の地域連携・地域移行の方策　Ｐ１２
①　地域クラブ活動の整備　Ｐ１２
②　地域クラブ活動のリスト化　Ｐ１３
③　指導者の確保と希望する教職員の兼職兼業　Ｐ１３
④　地域における活動場所等の確保　Ｐ１４
⑤　地域における指導者等の研修等の在り方　Ｐ１４

おわりに　Ｐ１５

巻末資料　Ｐ１６

はじめに

これまで中学生のスポーツや文化に親しむ機会の多くは、中学校が部活動を設置運営することで確保されてきました。しかし、深刻な少子化の進行や教職員の働き方改革の必要性が高まる中で、学校単位で活動し、指導は教員が担うという従来の形のままでの学校部活動は継続が困難となっており、今後、子どもたちが、スポーツや文化芸術活動に親しむ機会が大きく減少することが懸念されます。

こうした状況に鑑み、国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）では、学校部活動に代わり、地域においてスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を新たに構築していくという目指す姿が提案され、まずは、令和５年度から令和７年度末を目途に休日の学校部活動について段階的に「地域移行」していく方向性が示されました。

津山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、基本的な方針（国のガイドラインに示された「推進計画」と同義）を策定するために、外部関係者の意見を反映することを目的にし、「津山市部活動の在り方検討及び地域連携・地域移行推進会議」（以下「推進会議」という。）を令和５年６月に設置しました。推進会議では、津山市立中学校の部活動の現状や課題を踏まえ、学校部活動の在り方、学校部活動の地域連携・地域移行の方策等について慎重な議論を重ね、令和６年３月に「津山市中学校部活動の在り方及び地域連携・地域移行の基本的な方針策定に向けた提言書」（以下「提言書」という。）を取りまとめ、教育委員会へ提出されました。

「提言書」を踏まえて「地域の子どもは地域で育てる」という理念のもと、将来にわたり子どもたちがスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目的に、本市の学校部活動の在り方及び学校部活動の地域連携・地域移行について基本的な方針を示すこととします。

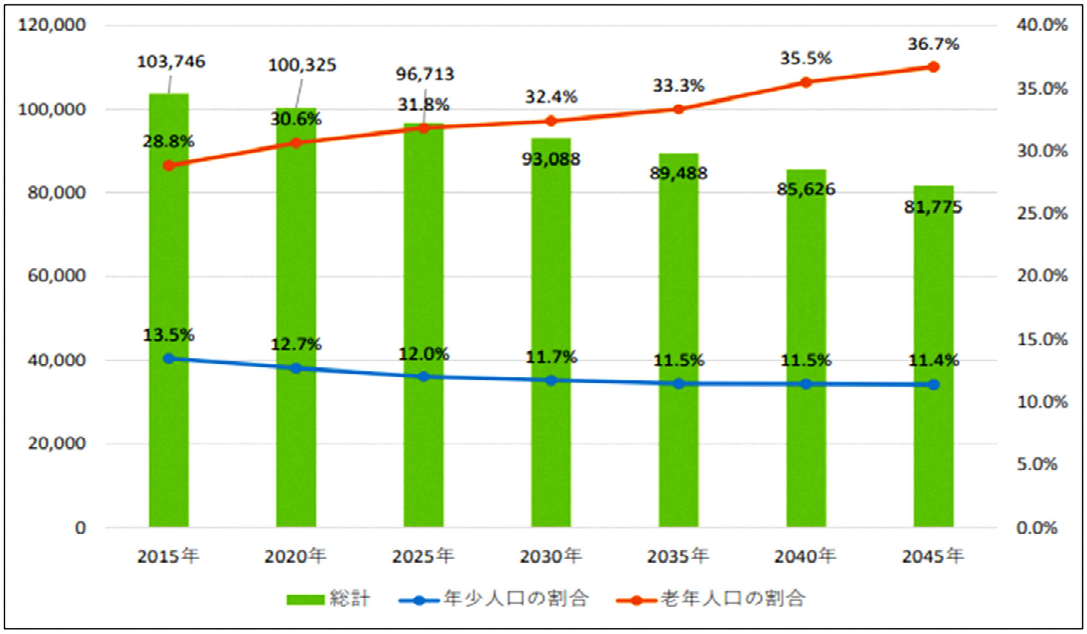
令和６年　月

１　津山市の中学校部活動を取り巻く現状と課題

（１）　本市の少子化の現状

本市では人口減少が続いており、国立社会保障・人口問題研究所によると、2045 年には 81,775 人と、2015 年の 103,746 人から 21,971 人、およそ 21.2%減少する見通しとなっています（図１）。また、少子化の進展により、総人口に占める１５歳未満の年少人口の割合は、2015 年の 13.5%から 2045 年には 11.4%まで減少する見込みです。

図１　津山市の総人口と年少人口・老年人口の割合



出典：国立社会保障・人口問題研究所

（２）　津山市立中学校における学校部活動の実態

本市には市立中学校８校があり、令和５年４月現在、学校規模に応じて１校につき６～１９の部活動を設置しています。少子化の影響を受け部員数が減少し、活動や新規部員の募集を停止した種目、他校と合同でチーム編成している種目も複数見られます（図２～４）。

図２　津山市立中学校の部活動所属状況（全体）（令和 5 年 4 月 30 日現在）

	1	2	3	4	5	6	7	8	合計
学校名	津山東中	中道中	北陵中	鶴山中	津山西中	加茂中	勝北中	久米中	
運動部（人）	405	194	329	113	250	58	80	94	1523
文化部（人）	129	72	143	46	59	12	27	20	508
総数（人）	534	266	472	159	309	70	107	114	2031

図３　津山市立中学校の部活動設置状況等（運動部）（令和５年４月30日現在）

	校名	部活動数	部員数等	野球	サッカー 男	サッカー 女	陸上競技	ソフトテニス 男	ソフトテニス 女	バレーボール 男	バレーボール 女	バスケットボール 男	バスケットボール 女	卓球 男	卓球 女	ソフトボール	バドミントン	柔道	剣道	体操	計（人）
1	津山東中	15	設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
			部員数（人）	30	39	15	28	43	32	26	44	41	30	25	15	8		21	8		405
			備考													★					
2	中道中	12	設置	○	○		○	○	○		○	○	○	○			○	○	○		
			部員数（人）	11	31		35	15	19		7	24	7	5	6		27	2	5		194
			備考										★								
3	北陵中	14	設置	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		
			部員数（人）	15	23		52	45	30	10	12	24	12	35		4	57	8	2		329
			備考	★１												★					
4	鶴山中	9	設置	○	○		○	○	○			○	○					○	○		
			部員数（人）	13	14		16	14	13			23	12					4	4		113
			備考	★２	★								★								
5	津山西中	13	設置	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○		
			部員数（人）	17	20		16	18	18	25	35	12	16	14			33	12	14		250
			備考	★２	★																
6	加茂中	5	設置	○										○				○	○	○	
			部員数（人）	8										27				17	5	1	58
			備考	★１																×	
7	勝北中	5	設置	○				○		○		○		○							
			部員数（人）	4				28		10	10	8		20							80
			備考	★１																	
8	久米中	5	設置					○				○		○		○			○		
			部員数（人）					12	15			23	9	17	0	7			11		94
			備考	×												★					
合計（人）				98	142		147	283		179		241		164		19	117	64	49	1	1523

【備考欄】★他校と合同チーム編成　　×募集停止・活動停止中
【合同チーム等の状況】
（野球）★１…北陵中・加茂中・勝北中３校合同　★２…鶴山中・津山西中２校合同　×…久米中；募集停止
（サッカー）★　鶴山中・津山西中２校合同　　（バスケットボール）★中道中・鶴山中２校合同
（ソフトボール）★津山東中・北陵中・久米中３校合同　（体操）×…加茂中；活動停止中

図４　津山市立中学校の部活動設置状況等（文化部）（令和５年４月30日現在）

	校名	部活動数	部員数等	吹奏楽	美術	アートｸﾗﾌﾄ	家庭	英会話	科学	ﾊﾟｿｺﾝ	ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ	総合文化	計（人）
1	津山東中	4	設置	○	○		○		○				
			部員数（人）	22	43		31		33				129
			備考										
2	中道中	2	設置	○		○							
			部員数（人）	37		35							72
			備考										
3	北陵中	5	設置	○	○		○	○		○			
			部員数（人）	28	39		32	9		35			143
			備考										
4	鶴山中	2	設置	○		○							
			部員数（人）	25		21							46
			備考										
5	津山西中	3	設置	○		○				○			
			部員数（人）	30		17				12			59
			備考										
6	加茂中	1	設置	○									
			部員数（人）	12									12
			備考										
7	勝北中	2	設置	○		○							
			部員数（人）	9		18							27
			備考										
8	久米中	2	設置	○								○	
			部員数（人）	16								4	20
			備考										
合計（人）				179	82	91	63	9	33	47		4	508

（３）　教職員の時間外勤務の現状

教職員の勤務の長時間化は全国的な課題であり、本市でも同様の状況にあります（図５）。また、これまで学校部活動は、休日の活動も含め、教員の献身的な勤務・指導により支えられており、長時間勤務の要因となっているとともに、指導経験のない教員にとって多大な負担となっています。

図５　津山市立学校における教職員の時間外勤務の状況（過去３年間）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
令和3年度	小学校	51.2	44.2	49.7	31.1	9.3	43.0	46.1	42.3	37.8	33.2	37.8	44.5	39.2
	中学校	68.8	56.5	68.7	43.3	18.1	55.5	61.9	59.4	49.0	43.0	45.0	46.1	51.3
令和4年度	小学校	50.0	47.5	53.1	33.2	8.5	44.3	45.2	43.4	35.5	28.2	41.3	43.8	39.5
	中学校	67.0	62.5	69.7	45.3	21.0	53.2	58.0	56.5	47.9	38.0	47.8	50.2	51.4
令和5年度	小学校	48.4	46.1	48.3	30.1	11.2	42.2	42.4	41.3	31.7	31.4	39.2	39.5	37.6
	中学校	62.2	62.9	62.8	42.1	21.2	53.3	56.6	55.5	40.8	39.7	44.6	44.7	48.9

文部科学省の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成３１年１月）では、１か月の時間外勤務の上限が４５時間、年間では３６０時間を超えないことが示されています。

しかし、本市中学校では約５１％の教職員がこれを上回り、過労死ラインとされる月８０時間以上の教職員は約１３％となっています。このように中学校の教職員の時間外勤務時間が、ガイドラインの基準を超える要因の一つは学校部活動の指導にあります（図６）。

なお、令和５年８月以降（出退勤管理システム「ミライム」導入後）の時間外勤務に占める部活動の割合は１３．３％となります。

図６　津山市立中学校における長時間勤務教職員の状況（令和５年度）

時間外勤務時間	月平均人数
時間外勤務　45時間以上80時間未満	83人（37.9%）
時間外勤務　80時間以上	29人（13.2%）

（４）　児童生徒・保護者・教職員への意向調査の結果

教育委員会では、学校部活動の指導状況や地域連携・地域移行に関する意識等を把握するため、令和４年１１月に教職員及び児童生徒・保護者にアンケート調査を実施しました。調査結果を踏まえ、今後の検討内容として、次の２点を定めました。なお、調査の概要と主な回答結果は次のとおりです。

（ａ）休日の学校部活動の実施の在り方とともに、平日も含めた学校部活動の在り方を見直していく。

（ｂ）受け皿が比較的充実していると想定される種目について、地域連携・地域移行の方策を検討していく。

◆【概要】

	所属	対象者（R4.5現在）	回答者	回答率
①	小学６年生	875名	769名	87.9%
②	中学１・２・３年生	2,521名	2,082名	82.6%
③	①②の保護者	3,396名（家庭数）	1,136名	33.5%
④	小学校教職員	441名	366名	83.1%
⑤	中学校教職員	216名	194名	89.8%

◆【回答結果（抜粋）】

1　児童・生徒（小学６年生・中学生）

1　中学校の部活動への参加について

○あなたは、中学校の部活動（運動部・文化部）に所属しようと思いますか（小学生）

運動部（50.8%）、文化部（14.4%）、地域のクラブ等に入るので所属しない（3.9%）

○あなたは、学校の部活動（運動部・文化部）に所属していますか（中学生）

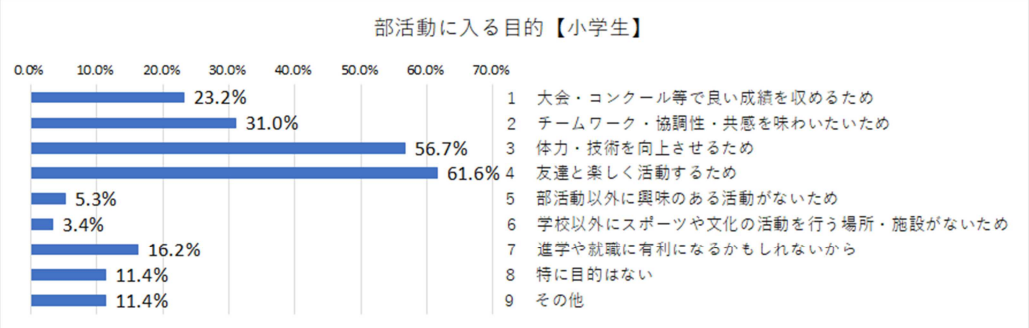
運動部（66.3%）、文化部（19.6%）、運動部と文化部の両方（0.6%）、所属していない（13.6%）

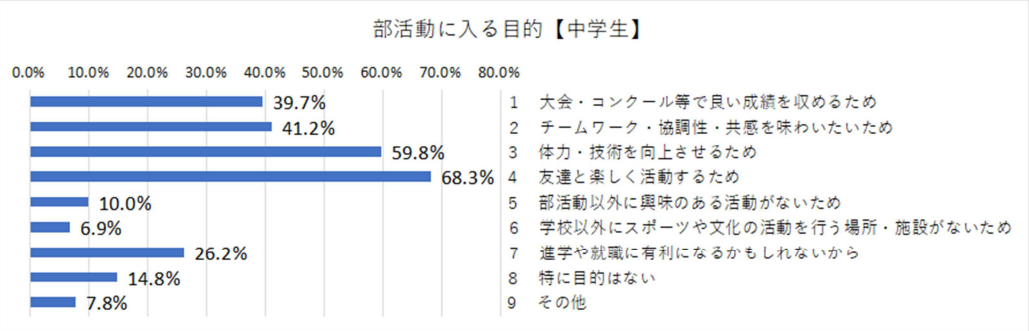
○あなたが部活動に入る目的は何ですか（小学生）（複数回答可）

友達と楽しく活動するため（61.6%）、体力・技術を向上させるため（56.7%）

○あなたが部活動に所属している目的は何ですか（中学生）（複数回答可）

友達と楽しく活動するため（68.3%）、体力・技術を向上させるため（59.8%）





2　地域クラブ活動への参加について

○あなたは、休日の部活動が学校の活動ではなくなった場合、地域で行われるスポーツや文化活動に参加したいですか。

【小学生】家の近くの活動なら参加したい（28.1%）、家の近く、通学している学校等のいずれでなくても、自分の求める条件に合うところがあれば参加したい（21.3%）、そもそも休日の活動はしたくない（23.6%）

【中学生】そもそも休日の活動はしたくない（24.4%）、家の近く、通学している学校等のいずれでなくても、自分の求める条件に合うところがあれば参加したい（21.2%）、学校の部活動でないのなら参加したくない（21.1%）

2　児童・生徒（小学６年生・中学生）の保護者

1　子供が中学校の部活動等で指導を受けることで期待することについて

○あなたは、お子様が部活動の顧問の先生や部活動指導員から指導を受けることで、どのようなことを期待しますか

充実感を感じられる（24.7%）、体力・技術が向上できる（21.8%）、日頃からよく知っている先生に、分かりやすく指導してもらえる（18.0%）

2　地域クラブ活動への参加について

○あなたは、休日の部活動が学校の活動ではなくなった場合、お子様を地域のスポーツや文化活動に参加させたいですか

通学している学校または学校の近くの施設でなら活動させたい（40.8%）、家の近く、通学している学校等のいずれでなくても、子供の求める条件に合うところがあれば参加させたい（35.6%）、家の近くの活動なら参加させたい（10.8%）

○あなたは、どのような条件であれば、お子様に部活動や地域のスポーツ・文化活動をさせたいですか（複数選択可）

もっと気軽に緩やかにスポーツ・文化活動ができる（38.2%）、活動時間が程よい（35.8%）、指導が優しく丁寧（28.5%）、練習は厳しくても真剣勝負ができる（25.1%）

3　教職員

1　学校部活動の指導について（中学校教職員のみ）

○担当（顧問）している部活動における、指導について

やりがいがある（30.5%）、どちらかというとやりがいがある（30.5%）、どちらともいえない（24.9%）、どちらかというとやりがいは感じない（9.0%）、やりがいは感じない（5.1%）

○あなたが、部活動の顧問をしている中で、どのようなことを負担に感じますか（複数回答可）

休日の部活動の指導や大会の引率をすること（69.7%）、勤務時間を超えて部活動があるので帰宅時間が遅くなること（65.2%）、経験したことのないスポーツ・文化活動を指導すること（51.7%）

2　「部活動の地域移行」について

○「部活動の地域移行」について、あなたの意見に最も近いのは次のどれですか

【小学校教職員】

まずは、休日の部活動から「地域移行」に取り組んでいくべき（53.0%）、休日の部活動からではなく、平日も同時に地域へ移行していくべき（40.7%）

【中学校教職員】

休日の部活動からではなく、平日も同時に地域へ移行していくべき（39.7%）、まずは、休日の部活動から「地域移行」に取り組んでいくべき（36.1%）、“子供のスポーツ・文化環境”は、今後も、学校の部活動として提供していくべき（13.9%）

3　教職員（中学校）の兼職兼業について

○休日の部活動が「地域移行」された場合、あなたの指導への関わりについて、どのように考えますか。現在の気持ちをお聞かせください。

【中学校教職員】

兼職兼業の許可を得て、自身が指導に関わりたい　30名（15.5%）

兼職兼業を行うつもりはない　116名（59.8%）

兼職兼業を行うかどうか、悩んでいる　48名（24.7%）

２　地域連携・地域移行推進に向けた基本方針

本市をはじめ全国的に少子化が進行していることや、学校の教職員も含めて広く社会で働き方改革が求められていることから、学校部活動が現状のままでは持続困難となる危機感が高まっています。

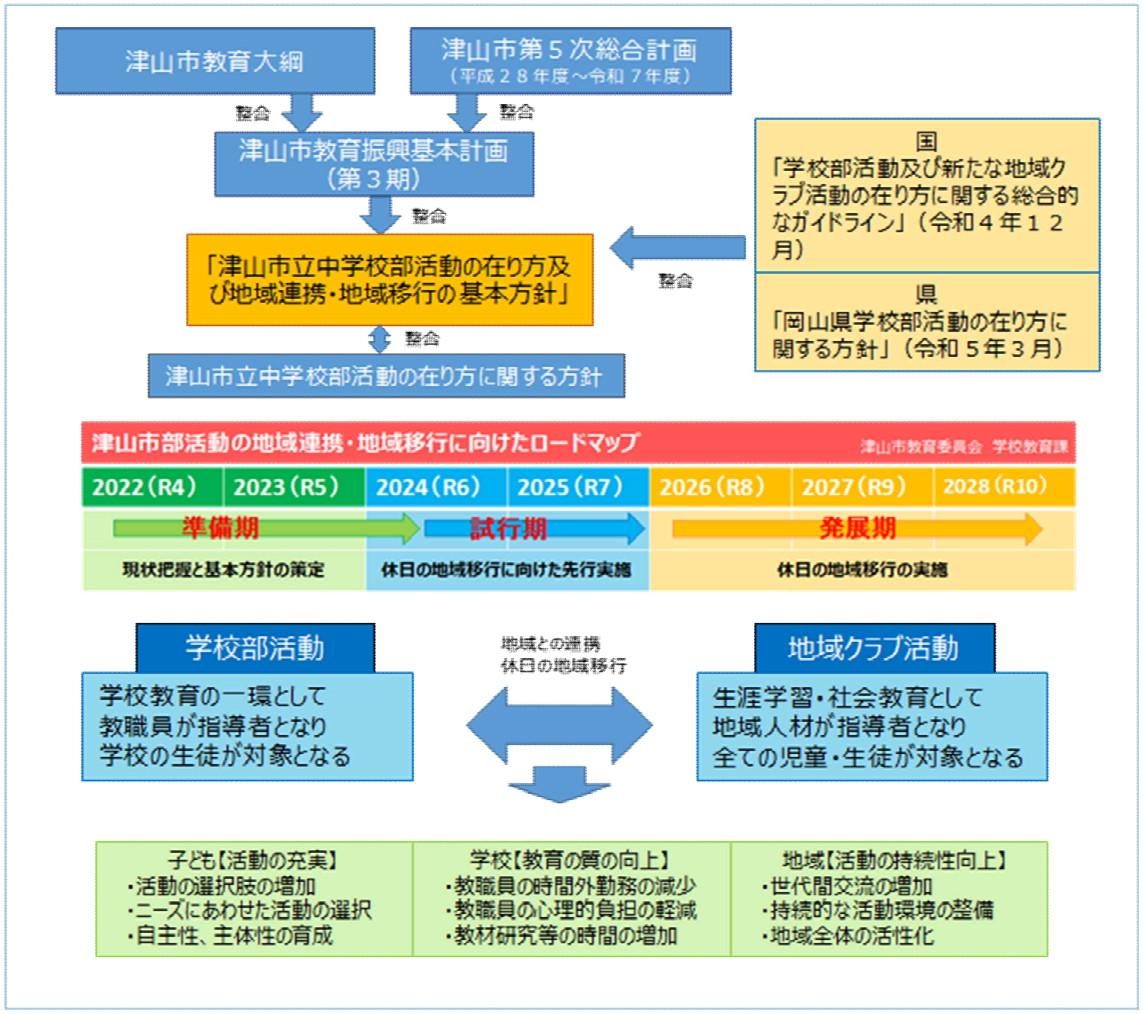
そこで、「推進会議」からの提言書を踏まえ、学校教育の質の向上を図るために、持続可能な学校部活動の在り方を検討しました。また、学校と地域との連携・協働により、「子どもたちが、将来にわたりスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる持続可能な環境を整備する」ことを目指し、次の２つを基本方針として策定しました。

【基本方針①】
　少子化に対応し、将来にわたり、子どもたちがスポーツや文化芸術活動に親しめるよう、子どもたちのニーズに応じた活動機会の選択肢を提供していきます。

【基本方針②】
　学校部活動の指導に係る教職員の負担を軽減し、本来の教職員の業務に専念して学校教育の質を向上できるよう、学校部活動の在り方を見直していきます。

基本方針は、これまでの学校部活動のあり方の方針として示してきた「津山市立中学校部活動の在り方に関する方針（平成３１年３月津山市教育委員会策定、令和３年１２月一部改訂、巻末資料参照)」との整合を図ることで、スムースな移行がなされるようにします。また、津山市教育大綱をはじめとする、本市の教育施策との整合を十分に図り、本市の教育の一層の充実が図れるよう位置付けています（図７)。

図７　基本方針の位置づけ（イメージ図）



３　基本方針実現に向けた具体的内容

基本方針の実現に向けて、生徒の活動の場として「学校部活動」と「地域クラブ活動」を想定して、具体的な検討を行います。その際、それぞれの内容に応じて、教育委員会、津山市関係課、外部関係団体、教職員等からなるワーキンググループを組織し、具体的な検討を進めます。

（１）地域連携・地域移行を見据えた学校部活動の在り方

①　学校部活動の目的

学校部活動の在り方を検討するにあたり、学校部活動の目的を明確にして関係者で共有することが必要です。教育課程外の学校教育活動である学校部活動は、教育課程との関連が図られることが大切です。中学校学習指導要領には次のように示されています。

中学校学習指導要領（平成 29 年告示）
第１章　総則
　第５　学校運営上の留意事項
　１　教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等
　ウ　教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

この目的は当初より変わるものではありませんが、現実を見てみると、専門的な技能や知識の獲得が重視されるあまり活動が長時間化したり、ややもすると目的が勝敗に偏り、休日（土曜日・日曜日の週休日及び祝日）の練習が過熱化するなどの、弊害が見られました。

そこで、生徒、教職員、保護者等の関係者で、改めて学校部活動の目的を再確認することが大切です。中学校学習指導要領から、主なポイントとして次のア～エの４つに整理しました。

ア　学校での運動や文化に関する部活動を実施することで、生徒のスポーツや文化、科学等に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化等に親しむ態度を身につけること。

イ　生徒の自主的・主体的な活動を通して、達成感を獲得したり、学習意欲の向上や責任感、連帯感を涵養し、自主性の育成に寄与すること。

ウ　目標を共有し、協力して活動することを通して、生徒同士や教職員と生徒等の人間関係の構築を図り、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めること。

エ　教職員が、学校部活動を通して、生徒の状況把握や生徒理解を深め、生徒や保護者との信頼関係を築くとともに、学校の一体感や愛校心の醸成を図っていくこと。

これらについては、生徒が主体的に考える機会も確保しながら、関係者で共通理解を図っていくことが大切です。また、ＰＴＡや学校運営協議会、地域クラブ活動等へも学校部活動の目的を明確に示し、その理解の下で、学校部活動を運営していきます。

②　平日の学校部活動

平日の学校部活動については、次のとおりとします。なお、取組内容及びスケジュールについては図８のとおりです。

◆　活動時間等について

○　朝練習に関しては、これまでは大会２週間前等、例外的に実施を認めてきましたが、令和７年度からは完全に廃止します。

○　平日の学校部活動の活動時間について、市内すべての学校が、令和８年度までに活動日を原則週３日以内とし、最終下校時刻を１７時３０分までの時間に設定します。

○　夏季及び冬季の学校閉庁日、学年末・学年始め休業、定期考査の前、その他学校が設定する期間において、原則、学校部活動を実施しないものとします。

◆　学校部活動の精選と指導体制の見直し

○　教育委員会と学校で協議し、令和７年度末までには、現在の開設部活動数からの削減を進めます。削減する学校部活動数の目安として、完全複数顧問制が実現できる数とします。

○　削減する種目等については、例えば、学校間で開設する部活動を決めたり、津山市全体で開設しない種目を決定したりするなどが考えられ、令和６年度中には方向性を示します。

○　各学校においては、PTA や学校運営協議会、生徒会等と十分協議する時間を設け、学級討議や生徒総会など生徒の主体的な議論の場も設定して、生徒や保護者、多くの地域住民が納得できるよう努力を続け、削減する種目を検討していきます。

なお、平日の学校部活動の実施については、国や県、他自治体の状況も鑑みながら、将来的には、見直しを図る可能性もあります。

③　休日（土曜日・日曜日の週休日及び祝日）の学校部活動

休日の学校部活動については、次のとおりとします。なお、取組内容及びスケジュールについては図８のとおりです。

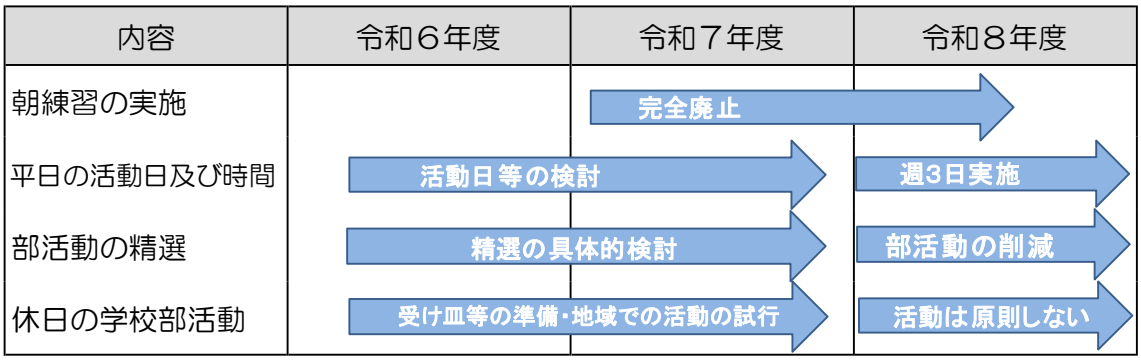
○　休日の学校部活動は、中学校体育連盟等が開催する公式大会やコンク

ール等の２週間前及び中学校長会が決定する日を除き、令和８年度より原則、活動を行わないものとします。

○　地域での活動環境等の検討や整備に時間がかかる吹奏楽部については、当面の間、例外的に活動できるものとします（※）。

※文化芸術に係る学校部活動（特に吹奏楽部等）については、楽器の使用や活動場所等についても制約が多いため、これらの課題を整理し、地域連携等の体制を整備できるよう、今後、学校や関係団体等の意見も伺い、協議を続けていきます。

図８　学校部活動の取組内容及びスケジュール



※これらの内容についてワーキンググループで検討実施

（２）学校部活動の地域連携・地域移行の方策

教育委員会・学校及び津山市は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のために協力し、学校部活動の地域連携や地域移行を推進することについて、保護者や地域住民等の理解と協力を促すよう情報提供に努めていきます。

なお、地域クラブ活動（※）に係る取組内容及びスケジュールについては図９のとおりです。

※地域クラブ活動とは、中学校で行われている学校部活動とは別に、学校外の地域の人が中心となって行うクラブ活動のことです。すでにあるスポーツや文化芸術団体の教室・サークル等に中学生を受け入れる形や中学生を受け入れる目的で新たに立ち上げる形などがあります。

①　地域クラブ活動の整備

○　地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、関係者等の理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を整備するための検討を行い、試行を経て、令和８年度からの活動開始を目指します。

○　教育委員会・学校及び津山市、地域のスポーツ・文化芸術活動等の関係団体等で協議し、複数の種目において、各学校の活動を統合して新しい地域クラブ活動の設置に向けて検討します。令和６年度中には具体案を示し、令和８年度からの活動開始に向けて準備します。

②　地域クラブ活動のリスト化

○　教育委員会及び津山市は、学校部活動とは異なる生徒の活動の場を確保するために、生徒の受け入れを可能とする地域クラブ活動をリスト化し、学校等を通じて生徒及び保護者に選択肢を示していきます。まずは、協力をいただける種目団体等（ハンドボール、バレーボール、バスケットボール、絵画教室、書道教室等）で令和６年度から試行的に中学生の受け入れを始め、その成果と課題を踏まえ、受け入れ団体の拡大とリストの拡充を推進していきます。

○　教育委員会及び津山市は、関係団体等と連携し、地域クラブ活動を中心に、生徒が主体的に運動や文化芸術活動に取り組める新たな活動の場の創設を目指します。具体的には一つの種目に限定せず、季節ごとに異なるスポーツ等を行える活動の場、競技志向ではなくレクリエーション志向で行える活動の場などが想定されます。

　これらの場が設置できるよう令和６年度中に検討を始め、令和８年度までにリストへ加え、令和８年度からの活動開始を目指します。

○　地域クラブ活動は、原則的に参加者からの会費等によって自立的な運営を行い、将来にわたり持続可能な活動を実施していきます。

○　生徒の参加にあたっては、会費等が生じる場合、保護者負担となります。リストには参加に伴う会費等の情報も示していきます。

③　指導者の確保と希望する教職員の兼職兼業

○　教育委員会及び津山市等は、地域クラブ活動の指導者や学校部活動指導員の確保に努めます。

○　教育委員会は、希望する教職員が兼職兼業により、将来、地域クラブ活動で指導ができる体制を令和６年度末を目処に整備します。

④　地域における活動場所等の確保

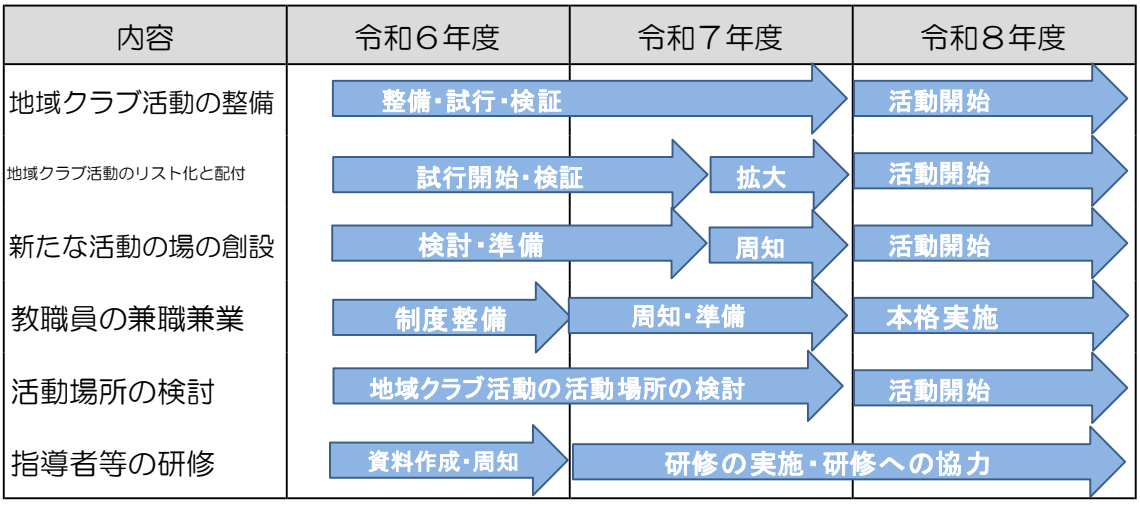
○　教育委員会及び津山市は、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しめる場所が確保できるよう、学校等の公有施設の開放について検討していきます。その際、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる地域クラブ活動について、各団体や家庭での各種保険への加入を促進した上で、学校の負担が増加しないこと等に留意して検討を行います。

⑤　地域における指導者等の研修等の在り方

○　教育委員会及び津山市は、地域クラブ活動の団体から生徒の安全・健康面への配慮や暴言・暴力、行き過ぎた指導やハラスメント等を根絶するための研修の要請を受けた場合は、その実施に向け可能な協力を行います。

○　教育委員会及び津山市は、特に、心身の発達の途上にある生徒を指導する場合に、発達段階に応じた適切で効果的な指導を行うための知識や考え方、指導上の留意点、安全面の注意事項、暴力やハラスメントの根絶等に関する内容をまとめて参考資料として、外部指導者やスポーツ・文化芸術団体等の関係者に情報提供を行います。

図９　地域クラブ活動の取組内容及びスケジュール



※これらの内容についてワーキンググループで検討実施

おわりに

これまで子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の中心的役割を担ってきた学校部活動は、教育課程外の活動ではありますが、学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養に大きく貢献し、参加する生徒にとっては、スポーツ・文化芸術等の経験を通して、体力や技能の向上はもちろんのこと、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の場でもありました。そのため、学校部活動が休日の指導も含め教員の献身的な勤務によって支えられ、長時間勤務の要因となるなど大きな負担となっているにも関わらず、抜本的な見直しに至っていない現実があります。

一方で、本市をはじめ全国的に少子化が進行していることや、学校の教職員も含めて広く社会で働き方改革が求められていることから、学校部活動が現状のままでは持続困難となる危機感が高まっています。そこで教育委員会では、国・県が示した指針や部活動改革の動向を踏まえ、学校と地域との連携・協働により、生徒が主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境を整備するため、学校部活動の在り方の見直しと地域連携・地域移行の具体的方策について基本的な方針として示しました。

現段階では、平日の学校部活動の地域移行については国・県から明確な方針が示されておらず、基本的な方針は過渡的なもので、国・県が推進する部活動改革の方向性を踏まえつつ地域の実情に応じて、まずは休日の学校部活動を着実に地域クラブ活動に委ねていくこととします。

今後も、基本的な方針に基づき試行する取組の進捗状況等を勘案し、具体的な方策を適宜見直しながら、生徒や保護者等の理解を得つつ、学校部活動の地域連携・地域移行を推進していく考えです。

巻末資料

『津山市中学校部活動の在り方に関する方針』

津山市立中学校部活動の在り方に関する方針

平成 31 年 3 月　津山市教育委員会
令和 3 年 12 月　一部改訂

【策定の趣旨】
津山市はスポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、「岡山県運動部活動の在り方に関する方針」の趣旨を踏まえ、本市の部活動の望ましい姿と方向性を明確にし、生徒にとって部活動がより有意義な活動となるための指針として「津山市立中学校部活動の在り方に関する方針」を策定した。

【津山市立中学校部活動の目指す姿】
①　生徒の心身のバランスのとれた成長と学校生活の充実につなげる。
②　合理的、効果的な指導により、生徒の自主性、自発性の伸長を図る。
③　生徒間の人間関係づくりを促進し、社会性を育てる。
④　生涯にわたってその活動を愛好し、生活を豊かにしていくための資質・能力を育む。

１　適切な休養日等の設定

①原則、週あたり２日以上の休養日を設ける。
※平日は少なくとも１日、土曜日及び日曜日は少なくとも１日以上の休養日とする。
※週末両日の大会参加等で活動した場合は、休養日を他の週休日に振り替える。
※練習試合については、常態化することがないよう留意する。
※３連休では１日以上、それ以上の日数の連休では活動の目安を半分程度とする。
②活動時間は、平日２時間程度、休日３時間程度を基本とする。
※練習試合、大会等、長時間にわたる活動を計画する場合は、休憩時間を適切に設定する。

２　部活動の指導について重視する事項

①短期的な結果を重視しすぎて、勝利至上主義に陥らないよう注意し、長期的視野に立ち、過程を大切にした指導を行う。
②体罰、暴言、セクシャルハラスメントは許されない行為であることを徹底する。
③発達段階、健康状態に配慮した指導を行う。
④安全管理の徹底に努める。
⑤保護者・競技団体への理解を図り、適切な活動を進める。
⑥教職員や部活動指導員の指導力向上に努める。

３　適切な運営のための体制整備

①「校内部活動委員会」について【各中学校】
・校内部活動委員会を設置する。
・活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う。
・適切な部活動の設置（新設・休部・廃部など）について協議する。
・部活動における事故の未然防止や事故発生時の適切な対応について校内研修を行う。
②「部活動に係る活動方針」について【各中学校】
・各校で「学校の活動方針」を策定し公表する。また、毎年度見直しを行う。
・設置部活動や目標、校内での取り決め事項（休養日及び活動時間等を設定）など運営について、活動方針を必ず策定する。
③ 年間活動計画及び毎月の活動計画について【校内各部】
・顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画を作成し校長に提出する。
④ 関係団体との連携について【津山市教育委員会】
・関係団体（校長会・中体連・中文連・PTA など）と定期的（年２回程度）に津山市立中学校部活動の在り方について研究する場を設定する。